

札幌市市民まちづくり活動促進基金「スタートアップ助成事業」助成金交付要綱

平成 21 年 9 月 9 日  
市民まちづくり局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成 19 年条例第 51 号（以下「条例」という。））第 15 条第 1 項に基づき、まちづくり活動の新たな広がり促進を目的とし、札幌市市民まちづくり活動促進基金「スタートアップ助成事業」（以下「スタートアップ」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第 2 条 助成の対象となる団体は、次の各号に掲げる全ての要件を充たす必要がある。

- (1) 条例第 2 条に定める市民まちづくり活動を行うことを主たる目的とする団体であること
- (2) 主たる事務所若しくは本拠が市内にあること
- (3) 市民まちづくり活動を行う区域が主に市内にあること
- (4) 設立して 1 年未満であること
- (5) 構成員が 5 人以上であること
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと
- (8) 条例第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと
- (9) 法令等を根拠に組織化されている団体でないこと（「法令等」には特定非営利活動促進法及び労働者協同組合法は含まない。）
- (10) その他市長が適当でないと判断した団体でないこと

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象事業は、別表 1 の各分野の事業とし、次の各号に掲げる全ての要件を充

たす必要がある。

- (1) 営利を目的としない公益的な事業
- (2) 地域社会の発展に資すると認められるもの
- (3) 札幌市民を対象とした事業
- (4) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (5) 当該事業が当該年度内において、札幌市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと
- (6) 既に終了した事業でないこと
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けても実施できる事業

(助成対象事業費)

第4条 助成対象となる経費は、別表2のとおりとする。

2 助成対象となる経費については、原則、助成金の交付決定日以降に支払った経費を対象とする。ただし、やむを得ない事由により、助成金交付決定日を起算日として1年前までに助成金交付決定前に支払われた次の各号に掲げる経費を助成対象経費と認めることができる。

- (1) 講師等に対する費用弁償（報償費、旅費）
- (2) ボランティア等の保険料
- (3) 使用料及び借上料
- (4) 事業を事前に周知するために必要なチラシ等の印刷費
- (5) その他、特に市長が必要と認める経費

(助成金の額)

第5条 1 団体当たりの助成金の額は、前条に規定する助成対象事業費若しくは5万円のいずれか低い額を助成金の上限とする。

2 助成金の交付は、同一団体につき1年度あたり1回までとする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長に対し、その定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 「スタートアップ」助成金交付申請書（スタートアップ様式1）
- (2) 団体概要書（スタートアップ様式2）

- (3) 事業計画書（スタートアップ様式3）
- (4) 収支計画書（スタートアップ様式4）
- (5) その他、市長が必要と認めた書類

2 第4条第2項のただし書きにより認めることができるとする助成対象経費がある場合は、前項各号の書類を提出する際に、「助成金決定前における対象経費届出書」（スタートアップ様式4-特）を併せて提出しなければならない。

3 第1項の各号の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

#### （助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、市民まちづくり活動促進テーブルの書類による審査を経て、助成金の交付先、交付額等を決定するものとする。

2 前項の審査に係る基準は別表3のとおりとする。

3 市長は、前項において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

4 市長は第1項の規定により助成金を交付することを決定したときは、スタートアップ助成金交付決定通知書（スタートアップ様式5）により、助成金を交付しないことを決定したときは、スタートアップ助成金不交付決定通知書（スタートアップ様式6）により速やかに申請団体に通知するものとする。

5 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、事業実施にあたり、当該助成を受けていることを明示しなければならない。ただし、事業の性質上、明示できないことがやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### （助成事業の変更）

第8条 助成団体は、次に掲げる事

項のいずれかに該当する場合は、あらかじめスタートアップ助成金交付変更等申請書（スタートアップ様式7）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき
- (2) 助成事業を中止、または廃止するとき
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき

2 市長は、前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めたときは、スタートアップ助成金交付変更等決定通知書（スタートアップ様式8）により、当該助成団体に通知するものとする。
- 4 第1項の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

（関係書類の保存）

第9条 助成団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

（促進テーブルの助言等）

- 第10条 助成事業について必要があると認めるときは、促進テーブルが助成団体に対して助言等を行うことができるものとする。
- 2 助成団体が促進テーブルに対して、助成事業の効果的な実施のために、必要な助言・指導を求めることができるものとする。

（事業報告書）

第11条 助成団体は、助成事業の終了後、市長が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) スタートアップ助成金事業報告書（スタートアップ様式9）
  - (2) 収支決算書（スタートアップ様式10）
  - (3) 現金出納帳（スタートアップ様式11）
  - (4) 事業の経過又は成果を証する書類等
  - (5) その他市長が必要と認めた書類
- 2 市長は、必要があると認めるときは、助成金の使途等に関する調査を行い、又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。
  - 3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。
  - 4 助成団体は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。
  - 5 第1項の各号の様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

（助成金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、スタートアップ助成金確定通知書（スタートアップ様式 12）により、当該団体に通知するものとする。

2 交付額の確定にあたり、助成対象事業の決算に係る事業費から、その事業に関する収入の決算額を控除した額が、交付決定額もしくは助成対象事業費のいずれか低い額に満たないときは、その満たない額を減額する。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金確定後の通知後、すみやかに補助金を交付するものとする。

（概算額の交付及び精算）

第 14 条 前条の規定にかかわらず、助成団体から申出があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。

2 前項の規定により、概算額の交付を受けた助成団体は、助成金額確定通知書による通知を受けた日から起算して 5 日以内又は年度末のいずれか早い日までに、精算するものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、助成を受けたとき
- (2) 助成目的以外の経費に流用したとき
- (3) その他この要綱に違反した場合

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、スタートアップ助成金交付取消決定通知書（スタートアップ様式 13）により、当該団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、

当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 市長は、第8条第2項及び前項の規定により、及び余剰金があった場合、助成金の返還を請求するときは、スタートアップ助成金返還決定通知書（スタートアップ様式14）により、当該団体に通知するものとする。

（委任）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月9日から施行する。

附 則（平成29年9月29日市民文化局長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月21日市民文化局長決裁）

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日市民文化局長決裁）

第1条 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

第2条 第3条第1項第7号の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した規定であるため、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年2月3日市民文化局長決裁）

第1条 この要綱は、令和4年2月3日から施行する。

第2条 第3条第1項第7号の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年2月1日市民文化局長決裁の附則で定める令和4年3月31日ではなく、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年2月2日市民文化局長決裁）

第1条 この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

第2条 第3条第1項第7号の規定は、令和4年2月3日市民文化局長決裁の附則で定める令和5年3月31日限りでなく、令和5年4月1日以降も適用する。

第3条 改正後の様式は、令和5年4月1日以降に交付決定する事業に適用する。

別表1 助成対象事業の4分野

- 1 保健、医療、福祉の増進
- 2 まちづくりの推進
  - ・まちづくりの推進
  - ・環境の保全
  - ・社会教育の推進
  - ・農山漁村又は中山間地域の振興
  - ・災害救援
  - ・地域安全
  - ・人権の擁護、平和の推進
  - ・男女共同参画社会形成の促進
  - ・情報化社会の発展
  - ・消費者の保護
  - ・前各号までの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 3 文化・スポーツ・観光・経済等の振興
  - ・学術、文化、芸術、スポーツの振興
  - ・観光の振興
  - ・国際協力
  - ・科学技術の振興
  - ・経済活動の活性化
  - ・職業能力開発、雇用機会拡充
- 4 子どもの健全育成

## 別表2 助成対象事業費

助成の対象となる経費は、当助成に応募した事業に関する以下の項目とする。

項目	経費の内容
① 報償費	講師・指導者、ボランティアへの謝礼等
② 役員費	通信費（切手代等）、運搬費、広告料、手数料、保険料等
③ 使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む）、会場設営費、車両等の賃借料等
④ 備品費・消耗品費	事業に係る物件費、材料費、印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）、一部事業に関する食材費等
⑤ 旅費	交通費（航空運賃、鉄道運賃等）、宿泊費等
⑥ その他	その他事業に伴い必要な経費

ただし、次のような団体の維持運営に伴う経常経費等は助成対象とはならない。

- 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費、スタッフへの給与等、団体の経常的な運営に係る経費
- 飲食費
- 日常的な事務作業のため使用する文房具類の購入費
- 団体内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費
- その他、市長が適当でないと認める経費



別表3 審査基準

項 目	説 明
① 市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。
② 効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。
③ 実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。
④ 発展性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、活動団体の見本となる先導的な内容や事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。

スタートアップ様式1

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号  
住 所

団 体 名  
代 表 者 職名 氏名  
(担当者名 Tel )

札幌市市民まちづくり活動促進基金  
「スタートアップ助成事業」助成金交付申請書

年度「スタートアップ助成事業」の助成金交付を受けたいので、札幌市市民まちづくり活動促進基金「スタートアップ助成事業」助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成事業名

2 関係書類

- (1) 団体概要書 (スタートアップ様式2)
- (2) 事業計画書 (スタートアップ様式3)
- (3) 収支計画書 (スタートアップ様式4)
- (4) その他

スタートアップ様式1

3 札幌市市民まちづくり活動促進助成金の助成事業であることの明示の可否（あてはまるものの数字を○で囲む）

(1) 明示できる

明示する方法として、以下から該当するものすべてに☑を入れてください。

チラシ等印刷物 ホームページ等電子媒体 会場等での掲示

その他（ ）

(2) 明示できない

明示できない理由（ ）

4 概算額交付の申出

(1) 概算払の希望有無（いずれかに☑を入れてください）

希望する 希望しない

(2) 概算払が必要な理由（希望するを選択した場合、記載必須）

5 振込先口座等

口座名義（フリガナ）

---

---

振込先金融機関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

1 普通

2 当座

9 別段

--

スタートアップ様式2

団体概要書

団体名	(ふりがな)		
団体の電話番号	—		
所在区	区	活動に参加している人の数	人
設立年月	年 月		
ホームページの有無	あり ⇒ (URL ) なし		
主な活動地域			
団体の設立目的 ※100 文字以内			
これまでの主な活動実績 ※100 文字以内			
名簿 (5名以上については、「他○人」と記載してください)	氏名	住所	
	_____	_____	
	氏名	住所	
	_____	_____	
	氏名	住所	
	_____	_____	
	氏名	住所	
	_____	_____	
	氏名	住所	
	_____	_____	
		他	_____人

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

スタートアップ様式3

事業計画書( 年度)

<p>事業名</p>	
<p>目的 (市民ニーズ への対応)</p>	
<p>事業期間</p>	<p>年 月 ~ 年 月</p>
<p>具体的な 事業内容 (いつ・どこ で・対象者・参 加者数・参加 費・事業の周知 方法等)</p>	
<p>期待される 効果 (事業の実施に よりどのような 効果があるか。 多くの市民に効 果が及ぶもの か。)</p>	

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

スタートアップ様式4

収 支 計 画 書 ( 年 月 ~ 年 月 )

項 目		金 額(円)	内 訳
収 入	自己資金		会費
			事業収益
			その他
	スタートアップ助成		当該事業に対する助成希望額 ←
	総収入額		総事業費(C)と一致
支 出	報償費		
	役務費		
	使用料・賃借料		
	備品費・消耗品費		
	旅費		
	その他		
	助成対象経費合計(A)		
	助成対象外経費合計(B)		
総事業費(C)		(A) + (B)	

【助成申請額】

助成対象経費合計(A)が

5万円以上⇒助成申請額:5万円

5万円未満 ⇒助成申請額:Aの額

助成申請額
_____円

※内訳欄には積算の根拠や必要性をわかりやすく記載してください

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

(あて先) 札幌市長

郵便番号  
住 所

団 体 名  
代 表 者 職 名 氏 名

助成金決定前における対象経費届出書

年度札幌市市民まちづくり活動促進基金「スタートアップ助成事業」助成金の交付を要望している下記の事業について、交付決定前に事業に必要な経費として支弁していますので、交付決定する際の対象経費として認めていただきますよう届け出ます。

なお、本件について、助成決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 助成事業名

2 決定前に必要な経費として支弁している経費及び内容

対象経費の項目	内容及び理由
講師等に対する費用弁償（報償費、旅費）	
ボランティア等の保険料	
使用料及び借上料	
チラシ等の印刷費	
その他の費用	

注）支弁済の経費が分かる関係挙証書類（領収証等の写）については、交付申請時にスタートアップ様式1～4と併せて提出すること。

札 自 治 第 号

( ) 年 月 日

様

札幌市長 印

札幌市市民まちづくり活動促進基金  
「スタートアップ助成事業」助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請を受理した 年度「スタートアップ助成事業」については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象事業費 金 円

助成総額（予定） 金 円

3 助成金は、補助金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

4 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。



- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、要綱に定める様式により事業報告書（スタートアップ様式9）、収支決算書（スタートアップ様式10）及び現金出納帳（スタートアップ様式11）を作成し、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記スタートアップ様式9により報告すること。
- (7) 上記、収支決算額において求められる助成決定額が、助成総額に満たない場合は、その満たない額を助成額から減ずること。
- (8) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

5 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

スタートアップ様式6

札 自 治 第            号  
                    (    ) 年 月 日

様

札幌市長                    印

札幌市市民まちづくり活動促進基金  
「スタートアップ助成事業」助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請を受理した            年度「スタートアップ助成事業」助成金に  
ついては、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 助成事業名
- 2 不交付の理由

スタートアップ様式7

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号  
住 所

団 体 名  
代 表 者 職 名 氏 名  
(担当者名 TEL )

札幌市市民まちづくり活動促進基金  
「スタートアップ助成事業」助成金交付変更等申請書

年 月 日付札自治第 号の交付決定通知に係る事業については、交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 助成事業名
- 2 変更理由及び変更内容 (※ 他の添付書類で説明を補充してもよい。)
- 3 助成金の交付変更申請額
  - (1) 変更申請額
  - (2) 既交付決定額
  - (3) 変更増(減)額
- 4 関係書類
  - (1) 事業計画書 (スタートアップ様式3)
  - (2) 収支計画書 (スタートアップ様式4)
  - (3) その他

スタートアップ様式7

5 概算額交付の申出

(1) 概算払の希望有無 (いずれかに☑を入れてください)

希望する 希望しない

(2) 概算払が必要な理由 (希望するを選択した場合、記載必須)

6 振込先口座等

口座名義 (フリガナ)

---

---

振込先金融機関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

- 1 普通
- 2 当座
- 9 別段

--

札 自 治 第 号

( ) 年 月 日

様

札幌市長 印

札幌市市民まちづくり活動促進基金

「スタートアップ助成事業」助成金交付変更等決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度「スタートアップ助成事業」助成金の  
変更等について、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象事業費	金	円
既交付決定額	金	円
変更増（減）額	金	円
助成総額（予定）	金	円

3 交付変更の理由

4 助成金は、補助金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出  
があった場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

5 助成条件は、次のとおりとする。

(1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、要綱に定める様式により事業報告書（スタートアップ様式9）、収支決算書（スタートアップ様式10）及び現金出納帳（スタートアップ様式11）を作成し、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記スタートアップ様式9により報告すること。
- (7) 上記、収支決算額において求められる助成決定額が、助成総額に満たない場合は、その満たない額を助成額から減ずること。
- (8) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

スタートアップ様式9

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号  
住 所

団 体 名  
代 表 者 職名 氏名  
(担当者名 TEL )

札幌市市民まちづくり活動促進基金

「スタートアップ助成事業」助成金事業報告書

年 月 日付札自治第 号により、 年度「スタートアップ助成事業」助成金の交付を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業名

2 助成事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 助成事業の内容

4 事業の成果

スタートアップ様式9

5 助成事業の実施状況

- (1) 収支決算書（スタートアップ様式10）
- (2) 現金出納帳（スタートアップ様式11）
- (3) 事業の経過又は成果を証する書類等
- (4) その他参考となる資料

6 助成事業であることの明示

※いずれかにを入れ、必要事項を記載。

明示した（以下から実施した明示方法にをいれる）

チラシ等印刷物   ホームページ等電子媒体   会場等での掲示

その他（）

明示できなかった   理由（）



スタートアップ様式10

収 支 決 算 書 ( 年 月 ~ 年 月 )

項 目		金 額(円)	内 訳
収	自己資金		会費
			事業収益
			その他
入	スタートアップ助成		助成決定額
	総収入額		総事業費(C)と一致
支	報償費		
	役務費		
	使用料・賃借料		
	備品費・消耗品費		
	旅費		
	その他		
	助成対象経費合計(A)		
	助成対象外経費合計(B)		
	総事業費(C)		(A) + (B)

【助成決定額】

助成対象経費合計(A)が

5万円以上 ⇒ 助成決定額:5万円

5万円未満 ⇒ 助成決定額:Aの額

助成決定額
_____円

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

スタートアップ様式1 1

現金出納帳

団体名

領収書 番号	日付	科目	摘要	支払先	収入	支出	残高	備考

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

札 自 治 第 号  
( ) 年 月 日

札幌市長 印

札幌市市民まちづくり活動促進基金  
「スタートアップ助成事業」助成金確定通知書（兼返還決定通知書）

年 月 日付で受理した 年度「スタートアップ助成事業」事業報告書により、当該事業助成金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額

助成対象事業費	金	円
助成総額（確定）	金	円
助成済額	金	円
戻入額	金	円

スタートアップ様式13

札 自 治 第 号

( ) 年 月 日

札幌市長 印

札幌市市民まちづくり活動促進基金

「スタートアップ助成事業」助成金交付取消決定通知書

年 月 日付で交付を決定した 年度「スタートアップ助成事業」助成金  
について、下記のとおり交付取消することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 交付取消の理由

札 自 治 第 号  
( ) 年 月 日

札幌市長 印

札幌市市民まちづくり活動促進基金  
「スタートアップ助成事業」助成金返還決定通知書

年 月 日付で交付を決定した 年「スタートアップ助成事業」助成金について、その（全額・一部）を返還請求することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 返還請求の理由

3 返還請求金額

(交付済みの助成金額 円)

4 返還方法

別添の戻入通知書にて市内金融機関でお支払いください。

5 返還期限

年 月 日まで